

## 別紙様式 1 競争入札参加資格者に関する公示

### 競争入札参加資格に関する公示

令和 5・6・7 年度における日本赤十字社（さいたま赤十字病院）の物品製造、建設工事等にかかる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について、次のとおり公示する。

令和 5 年 1 月 1 7 日

さいたま赤十字病院  
院長 清 田 和 也

#### 第 1 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、別表 1 のとおりとする。

#### 第 2 競争入札に参加することができない者

（1）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（2）次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

キ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（3）次の各号の一に該当する者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以

下同じ)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条6号に規定する暴力団員(以下暴力団という。)と認められる者。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者。

(4)前三項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

### 第 3 競争入札参加の資格審査

(1)競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。

ア 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表2の1により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

イ 設計・測量：別表2の2により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

ウ 建設工事：経営事項審査結果通知書にかかる「建設工事の種類」の総合評定値に基づき行う。

(2)競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表3の区分に基づいて格付けする。

### 第 4 競争入札参加資格審査の申請

(1)「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書」の受付

定期受付は、令和5年1月17日から令和5年2月28日までとする。

随時受付は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとするが、資格を認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

## (2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて、さいたま赤十字病院 担当課〔〒330-8553 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地5 電話048-852-1111〕に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から16時（12時から13時を除く）とし、郵送の場合は、書留郵便で、受付時間内に必着のこと。

なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので内容が鮮明であれば写しでも可とすること。

ア 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類等であればパンフレット等でも可とすること。）

イ 法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3ヵ月以内）

個人の場合：申請者本人の住民票（発行から3ヵ月以内）及び身分証明書

ウ 法人の場合：財務諸表（申請日から直近の一ヵ年分）

個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

エ 法人の場合：法人税及び消費税の納税証明書 様式その3の3  
（発行から3ヵ月以内）

個人の場合：申告所得税及び消費税の納税証明書 様式その3の2  
（発行から3ヵ月以内）

オ 総合工事及び専門工事の申請をする場合

直近の経営事項審査結果通知書

カ その他証明資料

希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど。

キ 返信用封筒（長さ14～23.5cm 幅9～12cm、あて先を記入し、所定料金の切手を貼ったもの）を添付すること。

## 第 5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

## 第 6 資格の有効期間

この公示に基づき以下のとおりとする。

(1) 定期受付：令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 随時受付：資格を認定した日から令和8年3月31日までとする。

## 第 7 資格の取り消し

- (1) 競争参加資格者が、第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は、競争入札参加資格審査申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不適当であると認めた場合は、その参加資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

## 第 8 その他

### (1) 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

ア 商号又は名称

イ 代表者名

ウ 住所（電話番号・FAX番号）等

エ 希望する資格の種類

### (2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更正手続開始の決定等を受けた者の手続き

有資格者が、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

### (3) 合併・分社・廃業等の手続き

有資格者に合併・分社・廃業等があった場合はさいたま赤十字病院（担当課）へ速やかに連絡すること。

### (4) 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、さいたま赤十字病院（担当課）に速やかに連絡すること。

## 第 9 留意事項

本参加資格は、さいたま赤十字病院が実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。

別表 1 業務及び調達物品等の種類

(1) 物品の製造

|     | 業 種            | 具 体 的 事 例                |
|-----|----------------|--------------------------|
| 101 | 衣服・その他繊維製品     | 制服、作業服、寝具等               |
| 102 | ゴム・皮革・プラスチック製品 | タイヤ、かばん、合成皮革、FRP等        |
| 103 | 窯業・土石製品        | ガラス、陶磁器等                 |
| 104 | 非鉄金属・金属製品      | アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等      |
| 105 | フォーム印刷         | ビジネス帳票等                  |
| 106 | その他印刷          | オフセット印刷、軽印刷等             |
| 107 | 図書             | 書籍、新聞、出版等                |
| 108 | 電子出版物          | CD-ROM、MO等               |
| 109 | 紙・紙加工品         | 製紙、紙製品、ダンボール等            |
| 110 | 車両             | 自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等    |
| 111 | その他輸送・搬送機械器具   | ヘリコプター、航空機等              |
| 112 | 船舶             | 船舶、ボート、ゴムボート等            |
| 113 | 燃料             | ガソリン、軽油、灯油等              |
| 114 | 家具・什器          | 事務机、椅子、ロッカー等             |
| 115 | 一般・産業用機器       | 印刷機、ボイラー等                |
| 116 | 電気・通信用機器       | 家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等 |
| 117 | 電子計算機          | コンピューター、汎用ソフトウェア等        |
| 118 | 精密機器           | 軽量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等   |
| 119 | 医療用機器          | MR I、CT、成分採血装置、ベッド等      |
| 120 | 事務用機器          | 帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等        |
| 121 | その他機器          | 厨房器具、消火器具、消火装置等          |
| 122 | 医薬品・医療用品       | 医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬等  |
| 123 | 事務用品           | 事務用品、文具等                 |
| 124 | 土木・建設・建築材料     | セメント、木材、砂利等              |
| 125 | 救護用備品          | 担架、エアーテント、天幕、軽便寝台等       |
| 126 | 救急法等講習備品       | 蘇生法訓練用人形、レスキューボード等       |
| 127 | 採血用備品          | 採血バッグ、成分採血キット等           |
| 128 | 表彰用備品          | 徽章、楯、贈与品等                |
| 129 | 工業薬品           | 次亜鉛素酸ナトリウム、工業用ガス等        |
| 130 | その他            | 食料品、雑貨、運動用具、その他          |

別表 1 業務及び調達物品等の種類

(2) 物品の販売

|     | 業 種            | 具 体 的 事 例                |
|-----|----------------|--------------------------|
| 201 | 衣服・その他繊維製品     | 制服、作業服、寝具等               |
| 202 | ゴム・皮革・プラスチック製品 | タイヤ、かばん、合成皮革、FRP等        |
| 203 | 窯業・土石製品        | ガラス、陶磁器等                 |
| 204 | 非鉄金属・金属製品      | アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等      |
| 205 | フォーム印刷         | ビジネス帳票等                  |
| 206 | その他印刷          | オフセット印刷、軽印刷等             |
| 207 | 図書             | 書籍、新聞、出版等                |
| 208 | 電子出版物          | CD-ROM、MO等               |
| 209 | 紙・紙加工品         | 製紙、紙製品、ダンボール等            |
| 210 | 車両             | 自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等    |
| 211 | その他輸送・搬送機械器具   | ヘリコプター、航空機等              |
| 212 | 船舶             | 船舶、ボート、ゴムボート等            |
| 213 | 燃料             | ガソリン、軽油、灯油等              |
| 214 | 家具・什器          | 事務机、椅子、ロッカー等             |
| 215 | 一般・産業用機器       | 印刷機、ボイラー等                |
| 216 | 電気・通信用機器       | 家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等 |
| 217 | 電子計算機          | コンピューター、汎用ソフトウェア等        |
| 218 | 精密機器           | 軽量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等   |
| 219 | 医療用機器          | MRI、CT、成分採血装置、ベッド等       |
| 220 | 事務用機器          | 帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等        |
| 221 | その他機器          | 厨房器具、消火器具、消火装置等          |
| 222 | 医薬品・医療用品       | 医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬等  |
| 223 | 事務用品           | 事務用品、文具等                 |
| 224 | 土木・建設・建築材料     | セメント、木材、砂利等              |
| 225 | 救護用備品          | 担架、エアートtent、天幕、軽便寝台等     |
| 226 | 救急法等講習備品       | 蘇生法訓練用人形、レスキューボード等       |
| 227 | 採血用備品          | 採血バッグ、成分採血キット等           |
| 228 | 表彰用備品          | 徽章、楯、贈与品等                |
| 229 | 工業薬品           | 次亜鉛素酸ナトリウム、工業用ガス等        |
| 230 | その他            | 食料品、雑貨、運動用具、その他          |

別表 1 業務及び調達物品等の種類

(3) 役務の提供

|     | 業 種         | 具 体 的 事 例                |
|-----|-------------|--------------------------|
| 301 | 広告・宣伝       | 広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等     |
| 302 | 写真・製図       | 写真撮影、製図、製本等              |
| 303 | 調査・研究       | 調査、研究、検査、コンサルタント等        |
| 304 | 情報処理        | 統計、集計、データ入力、媒体変換等        |
| 305 | 翻訳・通訳・速記    | 翻訳、通訳、速記、筆耕等             |
| 306 | ソフトウェア開発    | プログラム作成、システム開発等          |
| 307 | 会場等の借り上げ    | 施設借り上げ、会場設営等             |
| 308 | 賃貸借         | 建物、寝具、植木、物品等             |
| 309 | 建物管理等各種保守管理 | 清掃、警備、廃棄物処理、機器保守、電話交換等   |
| 310 | 運送          | タクシー、ハイヤー、運送、荷造り、倉庫等     |
| 311 | 車両整備        | 自動車、自動二輪、航空機、ヘリコプター等の整備  |
| 312 | 船舶整備        | 船舶、ボート等の整備               |
| 313 | 電子出版        | DVD、ビデオ、CD、CD-ROM、MO等の作成 |
| 314 | 救護用備品等の整備   | 業務用無線機、発電機、エアーテント等の整備    |
| 315 | 不動産         | 不動産業                     |
| 316 | 保険          | 生命保険、損害保険等               |
| 317 | 人材派遣        | 医事業務、検体検査、受付業務、経理事務等     |
| 318 | 研修          | 研修業務                     |
| 319 | その他         | 各種業務委託等                  |

(4) 物品の買受け

|     | 業 種 | 具 体 的 事 例  |
|-----|-----|------------|
| 401 | 立木竹 | 林産物の買受け等   |
| 402 | その他 | 鉄屑回収、古紙回収等 |

別表 1 業務及び調達物品等の種類

(5) 建設工事

ア 総合工事

|     | 業 種  |  |
|-----|------|--|
| 501 | 土木一式 |  |
| 502 | 建築一式 |  |

イ 専門工事

|     | 業 種          |  |
|-----|--------------|--|
| 503 | 大工           |  |
| 504 | 左官           |  |
| 505 | とび・土・コンクリート  |  |
| 506 | 石            |  |
| 507 | 屋根           |  |
| 508 | 電気           |  |
| 509 | 管            |  |
| 510 | タイル・れんが・ブロック |  |
| 511 | 鋼溝造物         |  |
| 512 | 鉄筋           |  |
| 513 | 舗装           |  |
| 514 | 浚渫           |  |
| 515 | 板金           |  |
| 516 | ガラス          |  |
| 517 | 塗装           |  |
| 518 | 防水           |  |
| 519 | 内装仕上         |  |
| 520 | 器械器具設置       |  |
| 521 | 熱絶縁          |  |
| 522 | 電気通信         |  |
| 523 | 造園           |  |
| 524 | さく井          |  |
| 525 | 建具           |  |
| 526 | 水道施設         |  |
| 527 | 消防施設         |  |
| 528 | 清掃施設         |  |
| 529 | 解体           |  |

別表 1 業務及び調達物品等の種類

(6) 設計・測量

|     | 業 種       |                               |
|-----|-----------|-------------------------------|
| 601 | 測量・地質調査   | 測量、土質・地質調査                    |
| 602 | 建築設計・管理   | 建築設計、電気・給水衛生・空調設備等設計、<br>施行管理 |
| 603 | 建設コンサルタント | 不動産調査・評価等                     |
| 604 | その他       | 補償、土木関係等コンサルタント               |

別表2 付与数値

1. 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの付与数値

(1) 年間平均精算（販売）額

| 年 間 精 算 （ 販 売 ） 額 |           | 物品の製造 | その他 |
|-------------------|-----------|-------|-----|
| 200億円以上           |           | 60    | 65  |
| 100億円以上           | 200億円未満   | 55    | 60  |
| 50億円以上            | 100億円未満   | 50    | 55  |
| 25億円以上            | 50億円未満    | 45    | 50  |
| 10億円以上            | 25億円未満    | 40    | 45  |
| 5億円以上             | 10億円未満    | 35    | 40  |
| 2.5億円以上           | 5億円未満     | 30    | 35  |
| 1億円以上             | 2.5億円未満   | 25    | 30  |
| 5,000万円以上         | 1億円未満     | 20    | 25  |
| 2,500万円以上         | 5,000万円未満 | 15    | 20  |
|                   | 2,500万円未満 | 10    | 15  |

(2) 自己資本額

| 自 己 資 本 額 |           | 物品の製造 | その他 |
|-----------|-----------|-------|-----|
| 10億円以上    |           | 10    | 15  |
| 1億円以上     | 10億円未満    | 8     | 12  |
| 1,000万円以上 | 1億円未満     | 6     | 9   |
| 100万円以上   | 1,000万円未満 | 4     | 6   |
|           | 100万円未満   | 2     | 3   |

(3) 流動比率

| 流 動 比 率 |        | 共通 |
|---------|--------|----|
| 140%以上  |        | 10 |
| 120%以上  | 140%未満 | 8  |
| 100%以上  | 120%未満 | 6  |
|         | 100%未満 | 4  |

(4) 営業年数

| 営 業 年 数 |       | 物品の製造 | その他 |
|---------|-------|-------|-----|
| 20年以上   |       | 5     | 10  |
| 10年以上   | 20年未満 | 4     | 8   |
|         | 10年未満 | 3     | 6   |

(5) 機械設備等の額

| 機 械 設 備 等 の 額 |           | 物品の製造のみ |
|---------------|-----------|---------|
| 10億円以上        |           | 15      |
| 1億円以上         | 10億円未満    | 12      |
| 5,000万円以上     | 1億円未満     | 9       |
| 1,000万円以上     | 5,000万円未満 | 6       |
|               | 1,000万円未満 | 3       |

## 別表2 付与数値

### 2. 設計・測量の付与数値

#### (1) 年間平均精算（販売）額

| 年 間 精 算 （ 販 売 ） 額 | 設 計 ・ 測 量 |
|-------------------|-----------|
| 20億円以上            | 90        |
| 10億円以上 20億円未満     | 75        |
| 5億円以上 10億円未満      | 60        |
| 1億円以上 5億円未満       | 45        |
| 1億円未満             | 30        |

#### (2) 自己資本額

自己資本額数は自己資本額を年間平均実績高で除しものに100を乗じて得た数値とする。

| 自 己 資 本 額 | 設 計 ・ 測 量 |
|-----------|-----------|
| 10以上      | 30        |
| 5以上 10未満  | 20        |
| 5未満       | 10        |

#### (3) 技術力

技術力の数値は、業種ごとの有資格者の数をもってさいたま赤十字病院契約行為者が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

| 技 術 力      | 設 計 ・ 測 量 |
|------------|-----------|
| 110以上      | 150       |
| 65以上 110未満 | 125       |
| 40以上 65未満  | 100       |
| 15以上 40未満  | 75        |
| 15未満       | 50        |

#### (4) 営業年数

| 営 業 年 数      | 設 計 ・ 測 量 |
|--------------|-----------|
| 35年以上        | 30        |
| 25年以上 350年未満 | 25        |
| 15年以上 25年未満  | 20        |
| 5年以上 15年未満   | 15        |
| 5年未満         | 10        |

別表３ 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

## (１) 物品の製造

| 付与数値        | 等級 | 予定価格の範囲   |           |
|-------------|----|-----------|-----------|
| 90点以上       | A  | 3,000万円以上 |           |
| 80点以上 90点未満 | B  | 2,000万円以上 | 3,000万円未満 |
| 55点以上 80点未満 | C  | 400万円以上   | 2,000万円未満 |
| 55点未満       | D  | 400万円未満   |           |

## (２) 物品の販売、役務の提供等

| 付与数値        | 等級 | 予定価格の範囲   |           |
|-------------|----|-----------|-----------|
| 90点以上       | A  | 3,000万円以上 |           |
| 80点以上 90点未満 | B  | 1,500万円以上 | 3,000万円未満 |
| 55点以上 80点未満 | C  | 300万円以上   | 1,500万円未満 |
| 55点未満       | D  | 300万円未満   |           |

## (３) 物品の買受け

| 付与数値        | 等級 | 予定価格の範囲   |           |
|-------------|----|-----------|-----------|
| 70点以上       | A  | 1,000万円以上 |           |
| 50点以上 70点未満 | B  | 200万円以上   | 1,000万円未満 |
| 50点未満       | C  | 200万円未満   |           |

## (４) 建設工事（総合工事）

| 経営事項審査総合評定値       | 等級 | 予定価格の範囲     |             |
|-------------------|----|-------------|-------------|
| 1,200点以上          | A  | 7億2,000万円以上 |             |
| 1,000点以上 1,200点未満 | B  | 3億円以上       | 7億2,000万円未満 |
| 800点以上 1,000点未満   | C  | 6,000万円以上   | 3億円未満       |
| 800点未満            | D  | 6,000万円未満   |             |

## (５) 建設工事（専門工事）

| 経営事項審査総合評定値     | 等級 | 予定価格の範囲     |             |
|-----------------|----|-------------|-------------|
| 1,000点以上        | A  | 1億5,000万円以上 |             |
| 800点以上 1,200点未満 | B  | 4,000万円以上   | 1億5,000万円未満 |
| 700点以上 800点未満   | C  | 1,200万円以上   | 4,000万円未満   |
| 700点未満          | D  | 1,200万円未満   |             |

## (６) 設計・測量

| 数値            | 等級 | 予定価格の範囲   |           |
|---------------|----|-----------|-----------|
| 210点以上        | A  | 1,000万円以上 |           |
| 140点以上 210点未満 | B  | 300万円以上   | 1,000万円未満 |
| 140点未満        | C  | 300万円未満   |           |